



金沢市公報

号外第12号の10

平成20年(2008年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 公営企業管理規程	
● 議会規程		○金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	4
○金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程 (議会議務局)	1	○金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 ()	6
● 農業委員会規則		○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 ()	6
○金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則 (農業委員会事務局)	1	○企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程 ()	6
○金沢市農業委員会会議規則の一部を改正する規則 ()	2	○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 ()	7
○金沢市農業委員会選挙事務規則の一部を改正する規則 ()	3	○金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程 ()	7
● 公平委員会規則		○金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程 ()	8
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (公平委員会)	3	○金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程 ()	10
● 消防局訓令甲			
○金沢市消防機械器具の管理等に関する規程及び金沢市消防局警防規程の一部を改正する規程 (消防総務課)	3		

議 会 規 程

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市議会議長 中 西 利 雄

●金沢市議会規程第1号

金沢市議会事務局職名規程の一部を改正する規程

金沢市議会事務局職名規程(昭和49年議会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「事務局長」を「事務局長 担当部長」に改める。

第3条中「事務局長」の次に「及び担当部長」を加える。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

農 業 委 員 会 規 則

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第1号

金沢市農業委員会規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会規則(昭和36年農業委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「副会長」を「副会長3名」に改め、同条に次の1項を加える。

3 副会長は、総会で定めた順序により、会長の職務を代理する。

第5条の見出しを「(委員会の所掌事務)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「農地部会は、次の各号」を「委員会は、次」に改め、同項第1号中「及び特定農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)」を「特定農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)及び農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)」に改め、同項に次の5号を加え、同項を同条第1項とする。

- (5) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項
- (6) 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究
- (7) 農業及び農民に関する情報提供
- (8) 農業及び農民に関する事項について意見の公表、他の行政庁への建議又はその諮問に応じたの答申に関する事項
- (9) その他法令によりその権限に属する事項

第5条第3項を削る。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

第9条第1項第4号及び第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同条を第7条とする。

第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

別表中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に、

金沢市農業委員会農地部会長印	方22	え	てん書	農地部会長名をもってする文書	事務局長
金沢市農業委員会農政振興部会長印	方22	お	てん書	農政振興部会長名をもってする文書	事務局長
金沢市農業委員会事務局長印	方22	か	てん書	事務局長名をもってする文書	事務局長

を

金沢市農業委員会事務局長印	方22	え	てん書	事務局長名をもってする文書	事務局長
---------------	-----	---	-----	---------------	------

に、

「え	「お	「か	「え	を	に改める。
部 委 金 会 員 沢 長 会 市 之 農 農 印 地 業	部 員 金 会 員 沢 長 会 市 之 農 農 印 政 業 振 委 興	局 委 金 長 員 沢 印 会 市 務 農 農 務 業	局 委 金 長 員 沢 印 会 市 務 農 農 務 業		

附 則

この規則は、平成20年7月20日から施行する。

金沢市農業委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第2号

金沢市農業委員会会議規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第12条を削る。

附 則

この規則は、平成20年7月20日から施行する。

金沢市農業委員会選挙事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市農業委員会会長 朝 倉 忍

●金沢市農業委員会規則第3号

金沢市農業委員会選挙事務規則の一部を改正する規則

金沢市農業委員会選挙事務規則（昭和36年農業委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条から第11条までを削る。

第12条中「又は互選資格者中」を削り、同条を第7条とする。

第13条を第8条とし、第14条を削り、第15条を第9条とし、第16条を第10条とする。

附 則

この規則は、平成20年7月20日から施行する。

公平委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会の事務部局の項中「事務局長」の次に「、担当部長」を加え、同表市長の事務部局の項中「中村町保育所」の次に「及び八日市保育所」を、「担当次長」の次に「、防災管理監」を加え、「及び医長」を削り、「を含む。」の次に「、診療部副部長（相当する科長及び医長を含む。）」を、「中央診療部長」の次に「、中央診療部副部長」を加え、「文書法制課担当課長補佐（公平委員会の事務部局の書記を兼ねる者に限る。）」を「文書法制課長補佐」に改め、「職員課担当課長補佐（職員の人事に係る事務を分掌する者に限る。）」を削り、「環境総務課長補佐、環境総務課担当課長補佐」を「環境政策課長補佐、環境政策課担当課長補佐」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「担当所長」の次に「、室長、担当室長」を加え、「、教育総務課担当課長補佐（庶務の事務を総括する者に限る。）」を削り、「分掌する者に限る。）」の次に「、市立工業高等学校教育改革推進室主査」を、「校長」の次に「、副校長」を加え、同表の備考第2項中「「担当次長」」の次に「、「防災管理監」」を、「「室長」」の次に「、「担当室長」」を、「、担当次長」の次に「、防災管理監」を、「、室長」の次に「、担当室長」を加え、同備考第3項中「及び「担当所長」を「、「担当所長」、「室長」及び「担当室長」に、「及び担当所長」を「、担当所長、室長及び担当室長」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

消防局訓令甲

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防機械器具の管理等に関する規程及び金沢市消防局警防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月31日

金沢市消防長 川 村 外 志 夫

金沢市消防機械器具の管理等に関する規程及び金沢市消防局警防規程の一部を改正する規程

（金沢市消防機械器具の管理等に関する規程の一部改正）

第1条 金沢市消防機械器具の管理等に関する規程（昭和43年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第23条中「統制指令課」を「情報指令課」に改める。

(金沢市消防局警防規程の一部改正)

第2条 金沢市消防局警防規程(平成4年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「統制指令業務」を「情報指令業務」に改める。

第3条第2項及び第3項中「統制指令課長」を「情報指令課長」に改める。

第21条第1項及び第2項、第45条並びに第59条(見出しを含む。)中「統制指令課」を「情報指令課」に改める。

「第4章 統制指令業務」を「第4章 情報指令業務」に改める。

第84条から第87条までの規定中「統制指令課長」を「情報指令課長」に改める。

第89条中「統制指令課」を「情報指令課」に改める。

別表第4及び別表第5中「統制指令課長」を「情報指令課長」に改める。

様式第6号中 「

統 制 室

」 を 「

情 指 報 課

」 に改める。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第1号

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程の一部を改正する規程

金沢市企業局の組織及び分掌事務規程(平成13年公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、「及び課等」の次に「並びに第4項の表に規定する室」を、「課等」の次に「及び同表に規定する室」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項の

表中「技術指導室」を「検査員室」に、

水処理課 西部水質管理センター 臨海水質管理センター

 を

水処理課

 に改め、同

項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 安全対策室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

室	分掌事務
安全対策室	1 危機管理の研究及び体制の整備に関する事項 2 局災害対策本部に関する事項

第2条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、局に安全対策室を置く。

第3条の表経営企画課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表企業総務課の項を次のように改める。

企業総務課	1 情報公開及び個人情報保護に関する事項 2 条例、規則及び規程に関する事項 3 公印に関する事項 4 文書の收受、発送及び保存に関する事項 5 職員の任免、賞罰、身分及び服務に関する事項 6 職員の給与に関する事項
-------	---

	<ul style="list-style-type: none"> 7 団体交渉に関する事項 8 職員の研修の企画及び実施に関する事項 9 職員の技術技能の向上に係る研究に関する事項 10 職員の福利厚生に関する事項 11 財産の取得、管理及び処分に関する事項 12 工事、製造その他についての請負及び物品の購入に係る契約に関する事項 13 測量業務及び設計業務の委託に係る契約に関する事項 14 建物等の維持管理業務の委託に係る契約（その性質又は目的が競争入札に適しないことにより随意契約をするものを除く。）に関する事項 15 不用品の処分に関する事項 16 資金計画及び一時借入金に関する事項 17 現金の出納に関する事項 18 決算に関する事項 19 現金、有価証券及び担保物件の保管に関する事項 20 出納取扱金融機関等に関する事項 21 財団法人金沢市水道サービス公社に関する事項 22 ガス責任技術者、ガス工事士及びガス工事人に関する事項 23 指定給水装置工事事業者に関する事項 24 排水設備工事事業者に関する事項 25 工事事業者等の技術技能の向上に係る指導及び育成に関する事項 26 部の所管事務で他課に属しない事項 27 他の部課に属しない事項
検査員室	<ul style="list-style-type: none"> 1 工事の検査に関する事項 2 指定物品の検収に関する事項 3 工事に係る技術、設計及び施行管理の指導に関する事項 4 工事に係る設計及び積算の基準の決定に関する事項 5 器材の使用承認に関する事項

第4条の表お客さまサービス課の項中「ガス器具及び水道器具の改造及び修理」を「ガス器具の改造（熱量変更によるものに限る。）」に改め、同表営業開発課の項中「販売及び取付け」を「販売、取付け、改造（熱量変更によるものを除く。）及び修理」に改める。

第5条の表維持管理課の項中「技術研修」を「研修」に改める。

第6条の表中

	<ul style="list-style-type: none"> 3 浅野処理区の水質管理施設及びポンプ施設並びに湯涌処理区の水質管理施設の運転及び維持管理に関する事項 4 浅野処理区及び湯涌処理区の下水处理に係る放流水の水質管理に関する事項 5 汚泥共同処理施設の運転及び維持管理に関する事項 6 水質管理施設間の調整に関する事項
西部水質管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 西部処理区の水質管理施設及びポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項 2 西部処理区の下水处理に係る放流水の水質管理に関する事項
臨海水質管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 臨海処理区の水質管理施設及びポンプ場施設並びに森本丘陵処理区の水質管理施設の運転及び維持管理に関する事項 2 臨海処理区及び森本丘陵処理区の下水处理に係る放流水の水質管理に関する事項

を

	3 水質管理施設及びポンプ施設の運転及び維持管理に関する事項 4 下水処理に係る放流水の水質管理に関する事項 5 汚泥共同処理施設の運転及び維持管理に関する事項	に
--	--	---

改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第2号

金沢市企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

金沢市企業局事務決裁規程（昭和39年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「規定する課」の次に「及び安全対策室」を加える。

別表第1組織及び人事管理の表の備考第1項中「、発電管理センター所長、西部水質管理センター所長及び臨海水質管理センター所長」を「及び発電管理センター所長」に改め、同備考に次の1項を加える。

3 「所管部長」とあるのは、安全対策室にあっては、「副局長」と読み替える。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第3号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和52年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条、第10条関係）

職	区分
副局長（管理者が定める副局長を除く。）	1種
副局長（管理者が定める副局長に限る。） 部長	2種
課長 検査員室長	3種
担当課長 所長 ガス保安対策室長	4種

備考 この表において区分の異なる職を併せもつ者については、上位の区分を適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第4号

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和32年公営企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項から9級の項までを次のように改める。

7 級	1 副局長及び部長の職務 2 特に重要な業務を所掌する課長の職務 3 前2号に相当する職務
8 級	1 特に困難で重要な業務を所掌する副局長及び部長の職務 2 前号に相当する職務
9 級	特に複雑困難で重要な業務を所掌する副局長の職務

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第5号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第8中「技術指導室」を「検査員室」に改める。

様式第25号中

経営企画部長	主務部長	課 長	課 員

を

副 局 長	経営企画部長	主務部長	課 長	課 員

に、

管理者	主務部長	課 長

を

管理者	副局長	主務部長	課 長

に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第6号

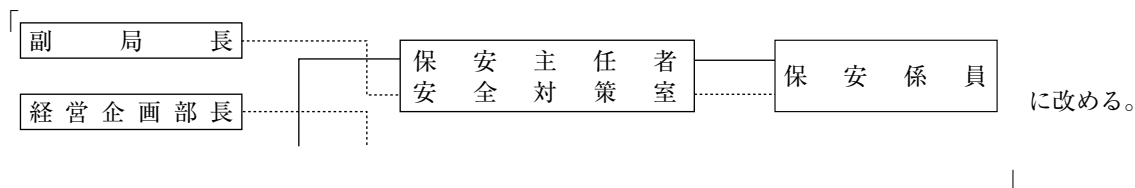
金沢市ガス工作物保安規程及び金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部を改正する規程

（金沢市ガス工作物保安規程の一部改正）

第1条 金沢市ガス工作物保安規程（昭和47年公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

経 営 企 画 部 長	経 営 企 画 課 長	を
-------------	-------------	---



(金沢市簡易ガス工作物保安規程の一部改正)

第2条 金沢市簡易ガス工作物保安規程(昭和50年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中 「経営企画課」を「安全対策室」に改める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第7号

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成13年公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の2条を加える。

(権限の委任)

第19条の2 管理者は、滞納負担金に係る徴収金(以下「徴収金」という。)について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第75条第5項の規定による権限を次に掲げる者(以下「徴収職員」という。)に委任する。

- (1) 建設部長
- (2) 建設部建設課に所属する職員

(徴収職員の証票)

第19条の3 徴収職員は、前条の規定により委任された権限に基づく徴収金の徴収事務を行う場合においては当該徴収職員の身分を証明する証票(様式第17号)を、徴収金に関して財産の差押えを行う場合においてはその命令を受けた徴収職員であることを証明する証票(様式第18号)をそれぞれ携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第16号の次に次の2様式を加える。

様式第17号 (第19条の3関係)

(表)

第	号
下水道受益者負担金徴収職員証	
所 属 職 名 氏 名	
上記の者は、金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第19条の2の規定による徴収職員であることを証明します。	
年	月 日
金沢市公営企業管理者 印	

(裏)

(この欄には、金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第19条の2及び第19条の3並びに都市計画法第75条第5項の条文を記載すること。)
--

様式第18号 (第19条の3関係)

(表)

第 号
下水道受益者負担金滞納者財産差押職員証
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第19条の2の規定による徴収職員であることを証明します。
年 月 日
金沢市公営企業管理者 印

(裏)

(この欄には、金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第19条の2及び第19条の3並びに都市計画法第75条第5項の条文を記載すること。)
--

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月31日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

●金沢市公営企業管理規程第8号

金沢市公共下水道条例施行規程の一部を改正する規程

金沢市公共下水道条例施行規程（平成13年公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

（権限の委任）

第19条 管理者は、滞納使用料に係る徴収金（以下「徴収金」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定による権限を次に掲げる者（以下「徴収職員」という。）に委任する。

- (1) 営業部長
- (2) 営業部お客さまサービス課長
- (3) 営業部お客さまサービス課料金センターに所属する職員

（徴収職員の証票）

第20条 徴収職員は、前条の規定により委任された権限に基づく徴収金の徴収事務を行う場合においては当該徴収職員の身分を証明する証票（様式第15号）を、徴収金に関して財産の差押えを行う場合においてはその命令を受けた徴収職員であることを証明する証票（様式第16号）をそれぞれ携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

様式第14号の次に次の2様式を加える。

様式第15号（第19条関係）

（表）

第 号
下水道使用料徴収職員証
所 属 職 名 氏 名
上記の者は、金沢市公共下水道条例施行規程第19条の規定による徴収職員であることを証明します。
年 月 日
金沢市公営企業管理者 印

(裏)

(この欄には、金沢市公共下水道条例施行規程第19条及び第20条並びに地方自治法第231条の3第3項の条文を記載すること。)

様式第16号 (第20条関係)

(表)

第 号

下水道使用料滞納者財産差押職員証

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、金沢市公共下水道条例施行規程第19条の規定による徴収職員であることを証明します。

年 月 日

金沢市公営企業管理者



(裏)

(この欄には、金沢市公共下水道条例施行規程第19条及び第20条並びに地方自治法第231条の3第3項の条文を記載すること。)

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成20年(2008年)3月31日 印刷
平成20年(2008年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
カネモト印刷(株)